

www.flat35.com

**【フラット35】子育て支援型・地域活性化型
連携地方公共団体一覧表**

金利引下げで住宅取得を応援!

いま子育て中の方に



**【フラット35】
子育て支援型**

UIターンする方に



**【フラット35】
地域活性化型**

メリットその1 住宅取得の際、地方公共団体からの補助金などの財政的支援があります!

メリットその2 全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の金利を引き下げます!

当初5年間の
借入金利

年0.25%引下げ 【フラット35】Sとの併用で、当初5年間 年0.5%引下げ

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency

住宅金融支援機構近畿支店

お客さまコールセンター

兵庫センター(担当:兵庫県) 【電話】078-327-5015
営業時間: 平日9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休業)

ハロー フラット35
0120-0860-35(通話無料)
営業時間: 9:00~17:00(祝日、年末年始は休業)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420(通話料金がかかります。)

目次

I	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 連携地方公共団体一覧	2
---	-------------------------------------	---

II	【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 商品概要	3-4
----	----------------------------	-----

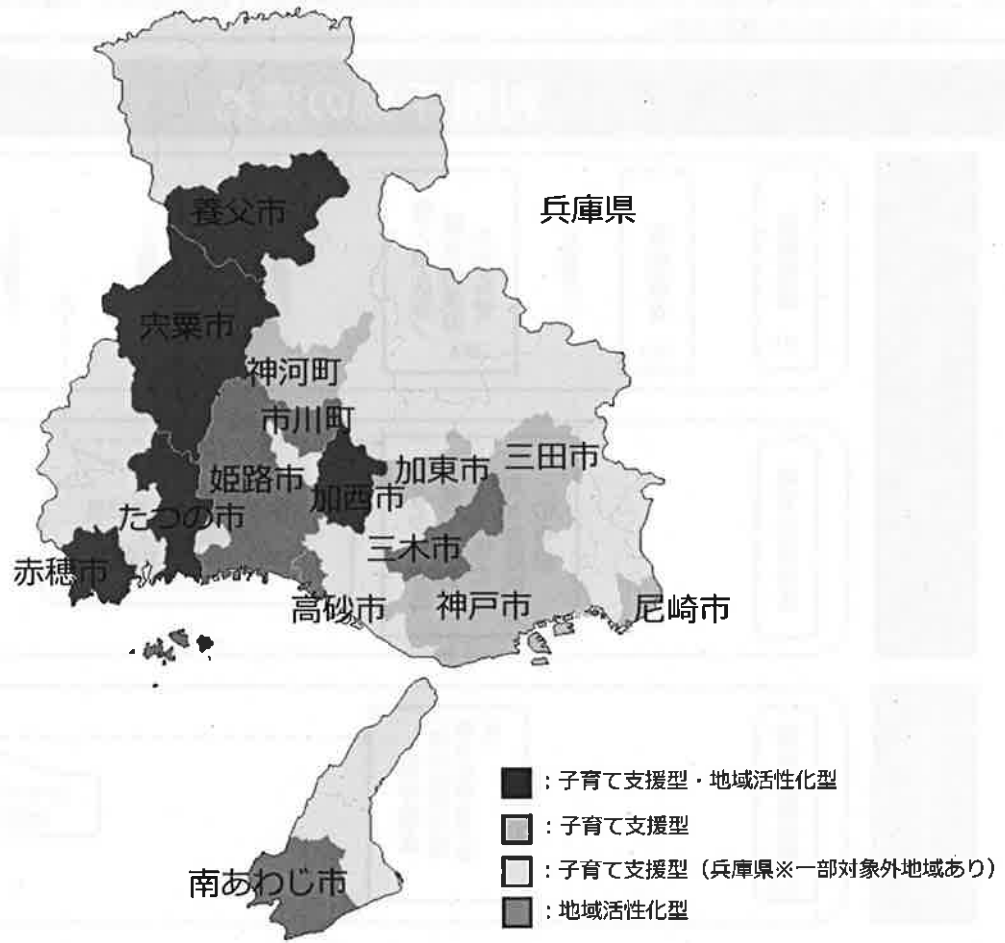
【兵庫県】

兵庫県	(子育て支援型)	5
神戸市	(子育て支援型)	6
姫路市	(地域活性化型)	7
尼崎市	(子育て支援型)	8
赤穂市	(子育て支援型・地域活性化型)	9-10
三木市	(地域活性化型)	11
高砂市	(地域活性化型)	12
三田市	(子育て支援型)	13-14
加西市	(地域活性化型)	15
養父市	(子育て支援型・地域活性化型)	16
南あわじ市	(地域活性化型)	17
宍粟市	(子育て支援型・地域活性化型)	18
加東市	(子育て支援型)	19-20
たつの市	(子育て支援型・地域活性化型)	21-23
市川町	(地域活性化型)	24
神河町	(子育て支援型)	25

兵庫県以外の協定締結先については、フラット35サイト
(www.flat35.com)でご確認ください。

Ⅰ 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型 連携地方公共団体一覧（兵庫県）

- ・近畿圏のフラット35子育て支援型・地域活性化型の協定締結数は46団体（12/3時点）
 - ・兵庫県内16団体と協定締結
- （注）各地方公共団体の補助金受付等が終了した場合は受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。



■兵庫県

兵庫県	空き家活用支援事業 （住宅型＜若年・子育て支援タイプ＞）
神戸市	神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業
姫路市	姫路市空き家改修支援事業（住宅型）
尼崎市	尼崎市子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空き家改修費補助事業
赤穂市	若者世帯住宅取得支援金交付事業 転入者定住支援金交付事業
三木市	三木市U I Jターン住宅取得支援事業
高砂市	高砂市空き家活用支援事業
三田市	三田市3世代同居助成事業 三田市子育て世帯親元近居助成事業
加西市	加西市若者定住促進住宅補助事業

養父市	やぶ暮らし住宅支援制度
南あわじ市	南あわじ市マイホーム取得事業補助金
宍粟市	森林の家づくり応援事業補助金 （住宅取得支援補助）
加東市	加東市空き家活用支援事業 （若年・子育て世帯補助金） 加東市働く世代住宅取得支援事業
たつの市	たつの市若者定住促進住宅取得支援事業 たつの市転入者定住促進住宅取得支援事業 たつの市空き家活用支援事業
市川町	市川町若者定住促進住宅取得奨励金交付事業
神河町	若者世帯住宅取得支援事業

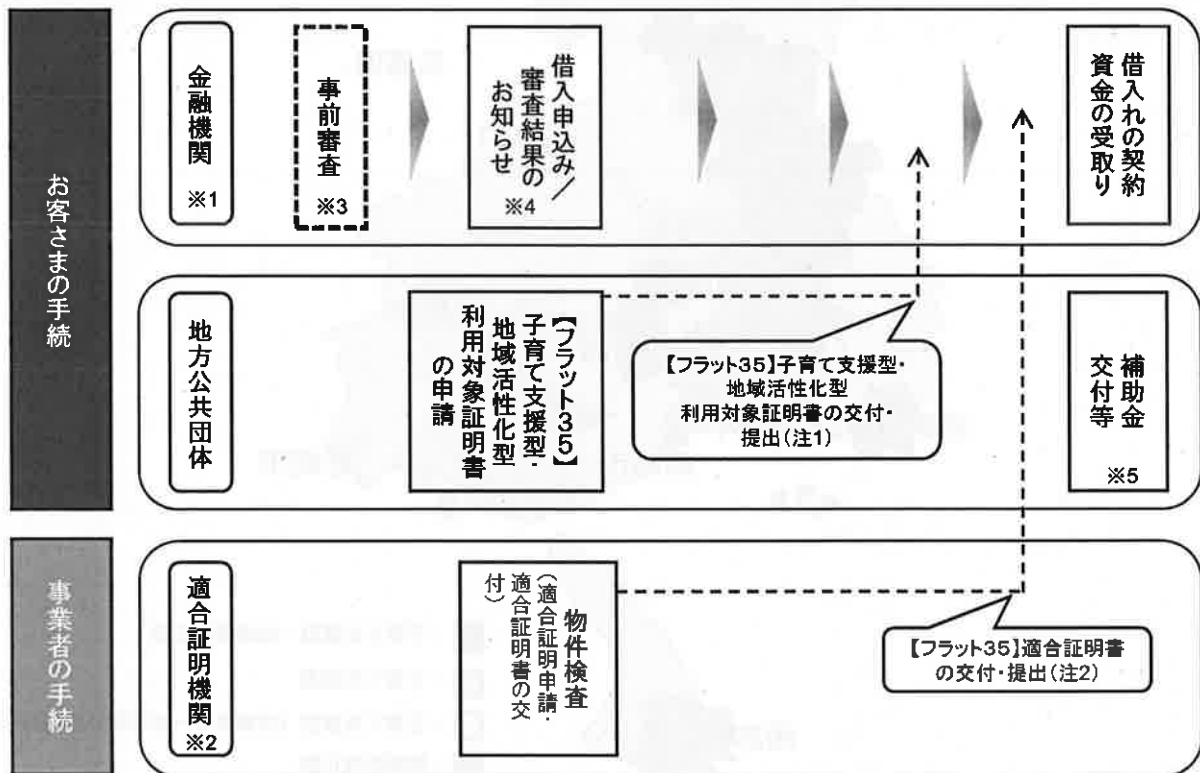
II 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型商品概要

ご利用いただくための要件

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型をご利用いただくためには、地方公共団体から、「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

利用手続の流れ



(注) 上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、地方公共団体および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時までに金融機関へ提出する必要があります。

(※1) 借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。

(※2) 適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。

(※3) 取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込み後の正式な審査結果を約束するものではありません。

(※4) 借入申込みに当たっては、金融機関の指定する申込関係書類に加えて、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用希望の申出書を提出する必要があります。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。

(※5) 補助金交付等は、地方公共団体の制度に基づき実施するものです。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く)以内となります。また、年収等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)、加入する団体信用生命保険の種類等に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)、借入金利は取扱金融機関により異なります。●融資率は、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●借入金利は毎月見直しされます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅およびその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●健康上の理由等で団体信用生命保険に加入されない場合も、【フラット35(買取型)】はご利用いただけます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Siは、借換融資には利用できません。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

(2018年12月現在)

3

【フラット35】Sと併せてご利用いただけます！

【フラット35】Sとは、長期優良住宅等、質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を金利Aプランは当初10年間、金利Bプランは当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

併用する金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅	住宅の条件※
【フラット35】S (金利Aプラン)	当初5年間	年▲0.5%	(1) 認定低炭素住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級5の住宅 (3) 性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)* (4) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3の住宅 (5) 高齢者等配慮対策等級4以上の住宅(共同住宅の専用部分は等級3でも可) (6) 長期優良住宅 *竣工年月日が2016年4月1日以後の住宅に限ります。
	6年目～10年目	年▲0.25%	
【フラット35】S (金利Bプラン)	当初5年間	年▲0.5%	(1) 断熱等性能等級4の住宅 (2) 一次エネルギー消費量等級4以上の住宅* (3) 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅 (4) 免震建築物 (5) 高齢者等配慮対策等級3以上の住宅 (6) 劣化対策等級3の住宅で、かつ、維持管理対策等級2以上の住宅 (共同住宅等については、一定の更新対策が必要) *建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が平成28年3月31日以前の住宅に限る。)および基準適合建築物に認定された住宅(竣工年月日が平成28年4月1日以後の一戸建て住宅に限る。)についても対象となります。

※ 表中の住宅の条件は、「新築住宅・中古住宅共通の基準」です。このほかに中古住宅特有の基準である「中古タイプ基準」があります。「中古タイプ基準」は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

(注) 【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは2019年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)

また、各地方公共団体の補助金交付等が終了した場合も受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.41%※の場合※ 平成30年12月において借入期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下、新機構団信付き金利の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35(買取型)】の金利

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型なら【フラット35】より総返済額が約39万円お得！【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と【フラット35】S(金利Aプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約111万円お得！

	【フラット35】	【フラット35】 子育て支援型・地域活性化型		【フラット35】子育て支援型・地域活性化型と 【フラット35】S(金利Aプラン)の併用		
		当初5年間 年1.16%	6年目以降 年1.41%	当初5年間 年0.91%	6年目～10年目 年1.16%	11年目以降 年1.41%
借入金利	全期間 年1.41%					
毎月の返済額	全期間 90,538円	当初5年間 86,941円	6年目以降 90,052円	当初5年間 83,433円	6年目～10年目 86,460円	11年目以降 89,062円
総返済額	38,025,951円	37,635,254円		36,912,080円		
【フラット35】 との比較 (総返済額)	—	▲390,697円		▲1,113,871円		

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。試算結果の数値は概算です。

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。また、試算結果の数値は概要です。

★空き家活用支援事業(住宅型<若年・子育て支援タイプ>)の 主な申請要件★

✓ 次の①及び②に該当すること

①次の全てに合致する空き家であること

- 政令市、中核市(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市)を除く市町
(姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象。詳細は事業チラシをご覧ください。)
- 空き家の期間が6箇月以上である一戸建ての住宅又は共同住宅の空き住戸
- 築20年以上経過したもの
- 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること

※空き家を利活用するに当たり、都市計画法、建築基準法、消防法等の関係法令の許認可等が必要となる場合がありますので、関係法令の許認可担当部局等へ事前にご相談ください。

②空き家を改修し、住居や事業所、地域交流拠点として活用しようとする者であること (いずれも10年間活用することを要件とします。)

注意! 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

兵庫県 県土整備部
住宅建築局住宅政策課
住宅政策班
Tel: 078-341-7711



補助限度額:

一戸建て: **300万円** (補助率: 1/2)

共同住宅: **200万円** (補助率: 1/2)

その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために...

✓ 次の①~③すべてに該当すること

- ①取得する住宅が一戸建ての空き家又は共同住宅の空き住戸であること
- ②補助申請日時点において夫婦の満年齢の合計が80歳未満又は住宅の補助申請者の満年齢が40歳未満であること
- ③補助申請日時点において子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)又は妊娠している者が同居している世帯であること

★神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業の主な申請要件★

✓ 下記の①から⑤の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

①子世帯は小学校入学前の子どもとその親を含む世帯であること

②親世帯は神戸市内に1年以上居住している世帯で子世帯のどちらかの親が含まれていること

③同居もしくは近居(同一小学校区内もしくは直線距離で概ね1km以内)すること

★市内移転の場合は、移転前から同一小学校区内もしくは直線距離で2km以内に住んでいないことも要件とする。

④移転世帯員全ての平成29年1月1日から平成29年12月31日までの年間所得合計(総所得)が510万円未満であること

⑤良好な住宅環境に入居すること

★建築基準法に規定する新耐震基準に適合していること

(昭和56年6月1日以降に建築(着工)した住宅。昭和56年5月31日以前に建築(着工)された住宅の場合、耐震診断により耐震性を有することが確認された住宅もしくは耐震改修により耐震性が確保された住宅。)

★広さが最低居住面積水準以上であること

✓ 申込時期には期限があります。申込件数が募集件数を上回った場合は抽選となります。

【注意!】上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

＜助成制度についての照会先＞

神戸市住宅都市局
住宅政策課
Tel: 078-322-5574



助成限度額:

- ①移転した世帯が支払った引越し代の半額: 最大10万円
- ②子世帯が市外から転入もしくは市街地西部地域へ転入する場合、移転した世帯が支払った引越し代および住宅の購入・賃貸にかかる費用(不動産登記費用、仲介手数料、礼金)の半額: 最大20万円



助成制度の適用を受ける世帯の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 下記のすべてに該当すること

○「神戸市親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業」の助成対象要件に該当したうえで、**子世帯が市外から転入もしくは市街地西部地域へ転入すること**

○取得する住宅は、**既存住宅**であること

○子世帯は6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(出産予定の子どもを含む)とその親を含む世帯員で構成されていること

○親世帯は子世帯の親のどちらかの親が含まれる世帯であること

○(同居の場合)子世帯と親世帯が神戸市内に同居すること

○(同居の場合)取得する住宅の住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画(全国計画)における、最低居住面積水準の算出計算式により算出した面積以上であること

○(近居の場合)次のいずれかに該当する近居であること

- ・同一の小学校区内に子世帯と親世帯が神戸市内に居住
- ・概ね1キロメートル以内に子世帯と親世帯が神戸市内に居住
- ・神戸市が規定する市街地西部地域に子世帯と親世帯がともに居住

※子世帯の世帯主が助成事業の交付申請をする場合に限りです。

※姫路市ではこちらの補助金事業につきましては申請期限を過ぎたため、本年度の申請受付を終了しています。詳しくは下記の<補助制度についての照会先>までお問い合わせください。



兵庫県

姫路市

中古

2018年12月3日現在

★姫路市空き家改修支援事業(住宅型)の主な申請要件★

- ✓ 姫路市空き家バンク登録物件で、空き家である期間が概ね6か月以上である一戸建て住宅であること(ただし、空き家バンクを利用した取引から1年以上経過した物件を除きます。また、昭和56年5月以前に建築された住宅については、耐震診断が必要です。)
- ✓ 空き家バンク登録物件を購入又は賃借する人、または空き家バンクに賃貸物件を登録した所有者等であること。

注意! 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



<補助制度についての照会先>

姫路市役所
都市局まちづくり推進部
住宅課
Tel: 079-221-2632



<対象経費>

空き家の機能回復及び設備改善に係る工事費(屋根の雨漏り補修、水回り改修、外構工事等)ただし、50万円以上の工事が対象です。

<補助金の額>

対象経費の3分の2(千円未満切捨て)。ただし、200万円を上限とします。

※詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために...

- ✓ 姫路市空き家バンクに登録された空き家を取得し、住宅として居住するために改修すること

★姫路市の魅力★

平成27年3月27日に姫路城はグランドオープンを迎えましたが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの平成27年度の入城者数は、286万人を超えました。この入城者数は、過去最多であるとともに、全国の城郭の中で第1位を記録しました!

ぜひ、生まれ変わった白亜の城、姫路城にお越しください!



★尼崎市子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業 の主な申請要件★

✓ 補助対象者

- 子育てファミリー世帯：18歳未満の子がいる又は妊婦がいる世帯
- 新婚世帯：配偶者を得てから、5年以内であり、夫婦の年齢の合計が80歳未満である世帯
- 補助対象住宅の登記名義人であること
- 構成員の全員が工事完了届出時に補助対象住宅の所在地を住所として、住民票に記録されていること など

✓ 補助対象住宅

- 尼崎市にあること ○耐震性能を有していること
- 延べ面積が80㎡以上（親世帯と多世帯同居の場合は125㎡以上）であること
- 竣工後5年以上経過していること ○居住者がいない期間が6カ月以上であること など

✓ 補助対象工事

- 補助対象住宅の機能回復又は設備改善に必要な工事で以下の項目に該当しない工事
- (1)電力、ガス又は上下水道の機能回復等の工事（当該工事に係る申請手続及び検査に係る部分に限る。）
- (2)「尼崎市空家エコリフォーム補助事業」の対象となる工事
- (3)設備機器又は照明器具で壁、床又は天井と一体となっていないものの機能回復等の工事
- (4)ガスコンロ、電磁調理器、食器洗い器又はガス小型湯沸器でビルドインタイプでないものの機能回復等の工事
- (5)外構工事

【注意！】上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

都市整備局住宅政策部
住宅・住まいづくり支援課
TEL：06-6489-6608



補助限度額：

補助対象工事に要した費用に1/2を乗じた金額
ただし、補助金額の上限は500,000円
※補助金額の上限は親世帯と同居の場合、750,000円、市
内に新たに転入し市内にいる親世帯と同居する場合、
600,000円、別途、見学会を実施する場合それぞれの補
助金額の上限に100,000円を加算



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 下記のすべてに該当すること

【補助事業×若年子育ての場合】

- ・取得する住宅が既存の一戸建ての空家であること
- ・補助申請者と同居し扶養する子の年齢が満18歳未満（出産予定の子を含む。）であること
- ・補助申請者及びその配偶者の年齢の合計が80歳未満又は補助申請者の年齢が40歳未満であること

【補助事業×同居型の場合】

- ・取得する住宅が既存の一戸建ての空家であること
- ・住宅の延べ面積が125平方メートル以上であること
- ・補助申請者と同居し扶養する子の年齢が満18歳未満（出産予定の子を含む。）であること
- ・親と子と孫を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること

【補助事業×近居型の場合】

- ・取得する住宅が既存の一戸建ての空家であること
- ・補助申請者と同居し扶養する子の年齢が満18歳未満（出産予定の子を含む。）であること
- ・子育てファミリー世帯が新たに尼崎市外から尼崎市内に転入し、尼崎市内に住む親世帯とそれぞれ別の住宅に居住すること

★若者世帯住宅取得支援金交付事業の主な申請要件★

✓ 次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得した方
(注)「住宅を取得」とは、自ら居住するために住宅を新築または購入(中古住宅、分譲マンションを含む。)し、所有権保存登記または所有権移転登記することをいう。
- ・本人または配偶者が45歳未満であること
- ・赤穂市に定住する意思がある方
- ・世帯の人数が2人以上で入居された方
- ・取得した住宅の所有権割合が、世帯全員で5割以上であること
- ・住宅の延床面積が2分の1以上に相当する部分を専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延床面積が50平方メートル以上であること
- ・これまでに、この支援金または赤穂市転入者定住支援金を受けたことがない方
- ・対象となる住宅が公共事業のために収用された代替の住宅でないこと

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：

- ・20万円分の赤穂商工会議所が発行する商品券(額面1,000円)
申請日において、義務教育終了前の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算します。
- ・平成30年10月1日以降は支援金の額が10万円になりますのでご注意ください。

<補助制度についての照会先>

赤穂市役所 市民部市民対話課
TEL:0791-43-6812



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

- ・補助申請日時点で、補助申請者又はその配偶者のいずれかの年齢が満45歳未満であること
- ・補助申請日時点で、補助申請者に、義務教育終了前である現に同居し扶養する子があること
- ・取得する住宅が中古住宅※又は新築住宅(中古住宅以外をいう。)であること
※【フラット35】に係る借入申込日において竣工から2年を超えている、又は既に人が住んだことがある住宅をいう。
- ・補助事業による支援金の額が、中古住宅を取得する場合には20万円以上、新築住宅を取得する場合には25万円以上であること

★赤穂市の魅力①★

★景観のすばらしさ

わが国で最初の国立公園に選ばれただけあって、瀬戸内海の眺めのすばらしさは言うまでもありません。波が静かな日が多く、朝日や夕日が海に映る様は絵になりますので、写真愛好家が集まります。また、たくさんの水鳥が遊ぶ千種川は毎日その表情を変え、いくら見ても見飽きることがありません。特に西南側から見ると、広い河川敷と、ほとんど家が目に入らない対岸とが一緒になって、なんとも心が癒される風景です。

★転入者定住支援金交付事業の主な申請要件★

- ✓ 次の要件をすべて満たす方が対象となります。
- ・平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に住宅を取得して転入された方（転入日以後、1年以内に住宅を取得された方も対象）
（注）「住宅を取得」とは、自ら居住するために住宅を新築または購入（中古住宅、分譲マンションを含む。）し、所有権保存登記又は所有権移転登記することをいう。
 - ・赤穂市に定住する意思がある方
 - ・転入された方（ただし、転入前1年の間に赤穂市住民基本台帳に記載があった方は除く。）
 - ・取得した住宅の所有権割合が、世帯全員で5割以上であること
 - ・これまでに、この支援金又は赤穂市若者世帯住宅取得支援金を受けたことがない方
 - ・住宅の延床面積の2分の1以上に相当する部分を、専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延べ床面積が50平方メートル以上であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



補助額：

- ・1人で転入した場合は10万円、2人以上で転入した場合は20万円分の赤穂商工会議所が発行する商品券（額面1,000円）
- ※申請日において、義務教育終了前の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算します。

<補助制度についての照会先>

赤穂市役所 市民部市民対話課
TEL:0791-43-6812



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

- ・赤穂市外から赤穂市内に移転すること（補助金交付申請時点から起算して過去1年以内に移転した場合を含む。）
- ・補助事業による支援金の額が、中古住宅※を取得する場合には20万円以上、新築住宅を取得する場合には25万円以上であること
※【フラット35】に係る借入申込日において竣工から2年を超えている、又は既に人が住んだことがある住宅をいう。

★赤穂市の魅力②★

★歴史と伝統

赤穂には忠臣蔵に関係したものを初め、多くの史跡が残っています。さらに、景観に優れ、温泉もありますから、観光客が一年中絶えることがなく、年間146万人にも達するそうです。特に12月14日の義士祭は有名で、方々から観光バスが押し寄せ、赤穂の街は人でいっぱいになります。



赤穂観光マスコットキャラクター、「陣たくん」

★三木市UIターン住宅取得支援事業の主な申請要件★

✓ 次の①～③すべてに該当すること

- ①三木市外から三木市内に転入すること
- ②転入する日において、対象者又は配偶者いずれもが40歳未満であること
- ③平成30年4月1日以降に市内に住居として取得した住宅

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助額：住宅取得に要した経費
 新築物件：上限25万円、中古物件：上限20万円

＜補助制度についての照会先＞

三木市役所 総合政策部 縁結び課
 TEL：0794-89-2395



三木市移住・定住応援キャラクター



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 追加の要件は特にございません。

★三木市の魅力★

★「けっこう便利なちょうどいい田舎」

三木市には、三木金物をはじめとする伝統産業や古い歴史、すばらしい農作物を育む豊かな自然がたくさん。
 また、ゴルフ場のまちとしても有名で、その数はなんと西日本一！

高速道路網など交通立地に恵まれているので、神戸や大阪などの都市圏域からも意外と近い三木市。

「住みやすいまち」をめざし、子育て・就職に関するさまざまな支援制度で、移住をサポートいたします。



★高砂市空き家活用支援事業の主な申請要件★

✓ 補助対象者

空き家を住宅又は事業所として活用するため改修する人

✓ 補助対象経費

- ア 改修費
空き家を住宅又は事業所として活用するための改修に必要な費用
- イ 移転費
当該活用しようとする空き家への転居又は移転に必要な費用

✓ 補助対象空き家

- 次に掲げる全ての要件を満たす空き家
- ア 高砂市空き家バンクに登録していること
 - イ 市街化区域にあること
 - ウ 昭和56年5月31日以前に着工された空き家にあつては、一定の耐震性を確保するものであること
 - エ 空き家の期間が6ヶ月以上であること
 - オ 築20年以上経過したもの
 - カ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの

注意！上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

補助率・補助額：

ア 改修費

補助タイプ	補助率	補助額
住宅型（一般タイプ）・事業所型	1/2	上限1,500千円
住宅型（若年・子育て支援タイプ）	2/3	上限2,000千円

※若年・子育て支援タイプは、空き家を取得し、自己居住用の住宅として改修する若年世帯又は子育て世帯に適用します。
 ・若年世帯とは、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯
 ・子育て世帯とは、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある人）または妊娠している人が同居している世帯

イ 移転費 100千円（ただし、実費額を上限とします。）



<補助制度についての照会先>

高砂市役所 まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課
 TEL：079-443-9033



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

✓ 次に掲げるすべての要件に該当すること

- ア 高砂市空き家バンクに登録された空き家を取得し、住宅として居住するために改修すること
- イ 高砂市空き家活用支援事業（住宅型〈一般タイプ〉または住宅型〈若年・子育て支援タイプ〉）の要件をすべて満たすこと

★高砂市の魅力★

子育てにやさしい施策が充実し、子育てファミリーが暮らしやすいまち、高砂市。

- 乳幼児等・子ども医療費完全無料化…中学3年生までの医療費を完全無料化
 - 就学前施設の充実…待機児童もなく、安心して子育てと仕事の両立ができます。
- その他、きめ細やかな行政サービスを提供し、笑顔の和を広げていきます。



★三田市3世代同居助成事業の主な申請要件★

- ✓ 以下の要件を全て満たす子育て世帯
- ・子育て世帯とは、18歳以下の子どもを有する世帯（転入時に出産予定の子も含む。）
※18歳の子どもは、18歳に到達した年度末までを対象とします。
 - ・親とは、子育て世帯の世帯主またはその配偶者の父母、または祖父母
 - ・子育て世帯全員と親が市内の同一住所に住居登録をしていること
 - ・子育て世帯の夫婦のいずれかが申請時に40歳以下であること
 - ・同居する親が三田市に住居登録があり、引き続き5年以上住んでいること
 - ・子育て世帯か親のいずれかが、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、親の居住する住宅のリフォーム・増築・改築をおこない、完了すること
 - ・子育て世帯全員が市内に転入し、転入と同時に親の住居に同居していること
 - ・子育て世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと
 - ・昭和56年5月以前に着工された住宅で、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業の対象となる住宅は当該簡易耐震診断を受けること
 - ・三田市に定住の意思があること



補助額：

最大30万円（内訳は次のとおり）

- ・リフォーム工事費用又は、増築・改築の登記費用の2分の1(上限20万円)/世帯
- ・引っ越し費用の2分の1(上限10万円)/世帯 ※引っ越し費用のみでは対象となりません。(1,000円未満の端数は切捨てとします。)

注意！ 上記以外にも要件がございます。
詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

＜補助制度についての照会先＞

三田市役所 地域振興部都市政策室まちの再生課
Tel:079-559-5128



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- 親と子と孫を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること
- 現住所が三田市外で夫婦とも40歳以下の世帯が市内に住む親と同居すること
- 市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していること
- 同居する親が市内に継続して5年以上居住していること
- 親の住宅を建て替え（新築）、転入と同時にその住宅に親と同居すること。また、建替え後の住宅の床面積が70平方メートル以上であること
- 「リフォーム工事費用」と「移転費用」または「登記費用」と「移転費用」の補助を利用すること
- 補助申請日の属する年度末において、18歳以下の子（出産予定の子を含む。）があること

★三田市の自然景観①★

★有馬富士と福島大池

富士山にその姿が似ていることから、その名がついた有馬富士（374m）。
福島大池の水面に映る「逆さ富士」が有名。

★武庫川

市内を25kmにわたり貫流する武庫川。川沿いには、桜をはじめとした季節の花やミニ公園があり、地域によって様々な顔を持ちます。



★三田市子育て世帯親元近居助成事業の主な申請要件★

- ✓ 申請日時点で以下の要件を全て満たす必要があります。
- ・子育て世帯とは、三田市に住民登録のある、18歳以下の子どもを有する世帯（転入時に出産予定の子も含む。）
※18歳の子どもは、18歳に到達した年度末までを対象とします。
 - ・子育て世帯全員が市外から市内に転入し、転入と同時に補助対象住宅に居住していること
 - ・子育て世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと
 - ・子育て世帯の夫婦のいずれかが申請時に40歳以下であること
 - ・親が三田市に住民登録があり引き続き5年以上住んでいること
 - ・三田市に定住の意思があること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



補助額：

最大30万円（内訳は次のとおり）

- ・登記費用の2分の1(上限20万円) /世帯
- ・引っ越し費用の2分の1(上限10万円)/世帯
(1,000円未満の端数は切捨てとします。)

＜補助制度についての照会先＞

三田市役所 地域振興部都市政策室まちの再生課

Tel:079-559-5128



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

- ・現住所が三田市外で夫婦とも40歳以下の子育て世帯が親世帯の居住する三田市内に居住すること
- ・市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していること
- ・近居する親が市内に継続して5年以上居住していること
- ・住宅を取得し、転入と同時にその住宅に居住すること
- ・新築住宅を取得する場合には、「登記費用」及び「移転費用」に対する補助を利用すること
- ・既存住宅を取得する場合には、「登記費用」に対する補助を利用すること
- ・補助申請日の属する年度末において、18歳以下の子（出産予定の子を含む。）があること

★三田市の自然景観②★

★千丈寺湖

昭和63年に完成したダム湖。近くにそびえる千丈寺山からその名がつけられました。

周辺には公園やダム建設の資料などを展示する青野ダム記念館があります。



★加西市若者定住促進住宅補助事業の主な申請要件★

- ✓平成30年4月1日以降に工事請負契約又は不動産売買契約を締結した住宅の場合
以下の全ての項目に当てはまる人が対象です。
- ・自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅等を新築または購入した人
 - ・世帯主とその配偶者の合計年齢が80歳以下（世帯主が独身の場合は40歳以下）または世帯主の自らの未就学（※1）の子どもを含む世帯
 - ・住宅を新築または購入するための借入れ（※2）がある人
 - ・取得した住宅の登記名義人である人
- ※1 当該家屋に初めて固定資産税が課税される年の1月1日時点の年齢で判定する。
 ※2 住宅の取得に対する借入れ（借入期間10年以上）のみを対象とし、土地取得に対する借入れは対象外とする。
 ※3 平成26年4月1日から平成30年3月31日に工事請負契約又は不動産売買契約を締結した場合は、対象要件等が変更となりますので、加西市産業振興課へご確認ください。



【基本部分】要件：加西市内で住宅を取得

補助金額：借入金の額の3パーセントに相当する額又は30万円のいずれか低い額

【加算部分】要件：市外からの転入世帯（※4）が住宅を取得

親世帯等（※5）と同一小学校区内又は隣接する町に住宅を取得

親世帯等と同居のために住宅を取得

補助金額：借入金の額の2パーセントに相当する額又は20万円のいずれか低い額

※4 世帯主およびその配偶者のいずれもが加西市に住民登録のある期間が通算して10年未満の世帯をいう。

※5 若者世帯・子育て世帯の世帯主又は配偶者の父母若しくは祖父母を含む世帯

注意！ 上記以外にも要件がございます。
詳しくは右記の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

加西市役所 地域振興部 産業振興課

Tel:079-662-3172



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために...

- ✓【フラット35】子育て支援型（同居型）の場合
- ・親と子と孫を基本とする三世代以上の直系親族が同居すること
 - ・補助申請者（申請予定者を含む。）に、現に同居し扶養する子の年齢が補助申請日時点で満18歳未満（胎児を含む。）であること
 - ・住宅（部分）の床面積が50平方メートル以上であること
 - ※一戸建て住宅など（連続建て住宅及び重ね建て住宅を含む。）の場合は、【フラット35】の申込要件として70平方メートル以上である必要があります。
- ✓【フラット35】子育て支援型（近居型）の場合
- ・現に同居し扶養する子の年齢が補助申請日時点で満18歳未満（胎児を含む。）であること
 - ・補助申請者（申請予定者を含む。）の世帯と親世帯等（※父母又は祖父母を含む世帯）が加西市内にそれぞれ別の住宅で居住すること
- ✓【フラット35】地域活性化型（UIJターン）の場合
- 現住所が加西市外であり、加西市に移転する場合、または、現住所が加西市内で、夫婦のいずれもが、加西市内の住民登録期間が通算10年未満の場合
 - 自分が住むための一戸建て住宅、分譲共同住宅等を新築または購入すること
 - 世帯主とその配偶者の合計年齢が80歳以下（世帯主が独身の場合は40歳以下）であること、または、世帯主自らの未就学の子どもがあること

★加西市の観光★

★玉丘史跡公園

播磨国風土記にも登場するヒロイン「根日女」（ねひめ）を祀ったとされる玉丘古墳（国指定史跡）を中心とした約6haの公園には、7基もの古墳があり古代のロマンを感じることができます。
公園内には、大型遊具「ねひめの森」があり、子どもたちが伸び伸びと安全・安心に遊ぶことができます。



★やぶ暮らし住宅支援制度の主な申請要件★

- ✓ 養父市に定住する満40歳未満（U・Iターン者は満65歳未満）の方
ただし、国、県又は市の他の制度による補助金等の補填を受けて住宅を確保する場合は除きます。
※U・Iターン者とは、定住のため平成26年4月1日以後に転入した者（転入前に1年以上市外に
居住していた者に限ります。）をいいます。

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



補助額：

- ①新築奨励金：専用住宅の延床面積に、1平方メートル当たり2,000円を乗じた額
ただし、400,000円を上限とする。
- ②空き家購入奨励金：空き家の延床面積に、1平方メートル当たり1,500円を乗じた額
ただし、300,000円を上限とする。
- ③住宅を取得し増改築する場合の増改築奨励金：増改築に要する費用に10分の1を乗じた額
ただし、250,000円を上限とする。

＜補助制度についての照会先＞

養父市役所 市民生活部 やぶぐらし課
Tel:079-662-3172



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 養父市の次のいずれかの奨励金に該当すること
 - ・新築奨励金
 - ・空き家購入奨励金
 - ・住宅を取得し増改築する場合の増改築奨励金
- ✓ 【フラット35】子育て支援型の場合は以下も追加要件
 - 親と子と孫等の三世代以上の直系親族が同居すること
 - 住宅の床面積が75㎡以上であること
 - 利用申請日時点で義務教育終了前の子があること

★養父市の観光★

★滝・天滝渓谷

まさに天から降ってくるかのように水が流れ落ちる姿は圧巻です。
落差98メートル、兵庫県内一の落差を誇り、「日本の滝100選」
に選ばれています。

また、天滝までの渓谷には夫婦滝、鼓ヶ滝、糸滝など多くの滝群があり、四
季折々美しい表情を見せます。「森林浴の森100選」「兵庫県森林浴場50
選」にも指定。登山コースとしても人気を集めています。



★南あわじ市マイホーム取得事業補助金の主な申請要件★

✓ 次の①～⑧すべてに該当すること

- ①平成28年4月1日以降に南あわじ市に転入し、かつ、転入前3年間において市の住民基本台帳に記録がない個人
- ②南あわじ市にて住宅を建築又は購入し、その住宅に居住して10年以上定住する方
- ③当該住宅の所有者であること（所有者が複数のときは、代表1人）
- ④過去にこの補助金を受けたことがないこと
- ⑤自己の居住の用に供するものであって、次のいずれかの住宅であること
 - 新たに建築したもの（増築、改築は除く。）
 - 住宅を購入したもの（所有歴のないもの）
 - 南あわじ市の空き家バンク制度に登録する住宅を購入したもの

※別荘など一時的に使用するものや、賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
 ※住宅建設及び購入と併せて購入した土地は対象外とする。

- ⑥工事請負契約又は売買契約の締結日が平成28年4月1日以降であり、転入日から1年以内であること
- ⑦取得日（所有権登記が完了した日をいう。）が、平成28年4月1日以降であり、契約締結日から1年以内であること
- ⑧専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く。）であって、玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、延床面積50平方メートル以上のもの

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



＜補助制度についての照会先＞

南あわじ市役所ふるさと創生課
 Tel : 0799-43-5205



基本補助額：

新築200万円 中古50万円

※加算補助金あり。
 ※その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

- ✓ 共同建て（マンション）以外の場合は、住宅の延床面積が70㎡以上であること

★南あわじ市の魅力★

★観光スポット★おのころ神社

日本神話で“国生みの地”と言われる場所。2人の神様が、夫婦の契りを結んで国生みを始めた最初の場所が淡路島と云われる。その神話的背景から縁結びや夫婦円満のご利益があるとされる。



★特産品★淡路瓦

三州瓦、石州瓦と並ぶ日本三大瓦の一つ。南あわじ市を中心に、美しい銀色のサエが特徴のいぶし瓦を主体に生産されている。いぶし瓦の生産量は全国一を誇る。



★森林の家づくり応援事業補助金(住宅取得支援補助)の主な申請要件★

✓ 次の①及び②に該当すること

① 転入又は転居等し、住宅を取得又は新築する40歳以下の方又は中学生以下の子どもがいる世帯

注) 同一敷地内での建替えも所有者が変更になる場合は対象となります。

注) 転入は市外への転出期間が1年以上の場合に限ります。

② 自らが居住するために取得する居室、台所、トイレ、浴室等がある延床面積50平方メートル以上の住宅

注) 住宅の取得には中古住宅の購入を含みます。
ただし、二親等以内の親族から購入した住宅は対象外となります。

注意！ 上記以外にも要件がございます。
詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

宍粟市役所 産業部
ひと・はたらく課
TEL : 0790-63-3166



補助率：

●住宅取得額の10分の1以内

補助上限額：

●転入者の場合 50万円
(中古住宅の場合は25万円)
●転居者の場合 30万円
(中古住宅の場合は15万円)

※詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

子育て支援型でお申込みする場合

✓ 次の①～④すべてに該当すること

①補助申請日時点で、補助申請者又はその配偶者が満40歳以下であること

②補助申請日時点で、現に同居し扶養する子が中学生以下であること

③中古住宅※を取得する場合、宍粟市外から宍粟市に転入する(市外への転出期間が1年以上である)こと

※建築工事の完了の日から起算して1年経過した住宅または既に人の居住の用に供したことがある住宅

④共同建て(マンション)以外の場合は、住宅の延床面積が70㎡以上であること

※宍粟市内での転居かつ中古住宅を取得される方(=補助金の上限が15万円の方)はご利用いただけません。

地域活性化型でお申込みする場合

✓ 次の①及び②に該当すること

①宍粟市外から宍粟市に転入する(市外への転出期間が1年以上である)こと

②共同建て(マンション)以外の場合は、住宅の延床面積が70㎡以上であること

★宍粟市の魅力★

★癒しの森のあるまち

宍粟市は、兵庫県内初の「森林セラピー基地」に認定されました。宍粟の豊かな森林は、心と体をリフレッシュさせて健康にする効果があります。国見の森・赤西森林セラピーロードでは、ガイドの案内で森林セラピー体験をすることができます。

※「森林セラピー」はNPO法人森林セラピーソサエティの商標登録です。



★加東市空家活用支援事業(若年・子育て世帯補助金)
の主な申請要件★

- ✓ 次の①～④すべてに該当すること
- ①社地域の市街化区域内の空き家であること
※社地域の市街化区域以外の区域の場合は、兵庫県空き家活用支援事業補助金での助成となります。
 - ②空家は、次の全てに該当すること
 - ア 交付申請日において空家バンクに登録されていること
 - イ 空家又は空住戸状態になってから6箇月以上経過していること
 - ウ 築20年以上経過したもの
 - エ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること
 - ③自己の居住用の住宅として活用するために改修すること
 - ④補助申請日時点において、若年世帯*又は子育て世帯*であること
 - *若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満であること
 - *子育て世帯：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、生計を一にする子ども(母子健康手帳等で出生予定が確認できる胎児を含む。)がいること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

加東市役所都市整備部
都市政策課
TEL: 0795-43-0517



補助額:

●改修工事に要する補助の対象経費に3分の2を乗じて得た額

限度額:

●一戸建て: 150万円 / 共同住宅: 100万円

※その他条件あり。

詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために...

- ✓ 補助申請日時点において、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ア 補助申請者とその配偶者の満年齢の合計が80歳未満であること
 - イ 補助申請者の満年齢が40歳未満であること
- ✓ 補助申請日時点において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子ども(出生予定の子どもを含む。)がいること
- ✓ 取得する住宅が一戸建ての住宅の空家又は共同住宅の空住戸であること

★加東市の名産品★

★釣り針

江戸時代にこの地での職祖といわれている小寺彦兵衛が苦心の末、土佐から製法を持ち帰ったことで定着。国内生産量の約9割を誇る

★鯉のぼり

加東市の鯉のぼりは「播州鯉」とよばれ、写実的で格調高く品質のよさが高い評価を得ている。明治30年頃から東条地域で始まった。ひな人形とともに節句を祝う品としてこの地で定着している。



★加東市働く世代住宅取得支援事業の主な申請要件★

✓ 次の①～⑦すべてに該当すること

- ①申請者（申請者が配偶者を有する場合は申請者及び配偶者）の前年の年間総所得金額の合計金額が400万円以下であること
ただし、親と同一世帯の場合は、申請者の親の所得は除きます。
- ②申請日時点において、申請者（申請者が配偶者を有する場合は申請者及び配偶者）の年齢が39歳以下であること
- ③補助金交付後、取得した戸建て住宅に居住すること
- ④新たに取得する住宅費用が、改造工事費も含め500万円以上であること
- ⑤申請者の名義で所有権保存登記または所有権移転登記される住宅であること

上記補助金の上乗せとして2種類あります。

子育て上乗せ補助金

※働く世代補助金と同じ要件に、下記の要件を加える。

・申請日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある生計を一にする子供（母子健康手帳等で出生予定であることが確認できるものを含む。）がいる世帯であること

地元業者上乗せ補助金

※働く世代補助金と同じ要件に、下記の要件を加える。

・全体の工事請負金額のうち、市内業者の請負金額が2分の1以上であること
もしくは中古物件の改修工事を市内業者で行い、その額が20万円以上であること

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

加東市役所
都市整備部都市政策課
Tel : 0795-43-05177



補助限度額：

働く世代補助金：20万円
子育て上乗せ補助金：20万円
地元業者上乗せ補助金：10万円

※その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

✓ 子育て上乗せ補助金を利用すること

★たつの市若者定住促進住宅取得支援事業の主な申請要件★

✓ 次の①～⑧すべてに該当すること

- ①たつの市内在住の40歳以下の夫婦等（夫婦のどちらかが40歳以下であれば可。）
- ②3年以上居住する意思がある方
- ③当該建物の購入・契約時の消費税が8%以上の方
- ④当該建物の所有権割合が、夫婦合算で50%以上の方
- ⑤一度もこの奨励金を利用したことがない方
- ⑥延床面積が50平方メートル以上の居住用のための個人住宅であること
※店舗等の併用住宅については、居住用部分が50平方メートル以上であること
- ⑦二親等以内の者からの当該住宅の購入でないこと
- ⑧生活の本拠地となること（別荘等は対象外とする。）

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



<補助制度についての照会先>

たつの市都市政策部まちづくり推進課
Tel : 0791-64-3167



補助額：30万円
(1年目30万円一括交付)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

- ✓ 共同建て（マンション）以外の場合は、住宅の延床面積が70㎡以上であること
- ✓ 住宅取得の契約時において、現に同居し扶養する子の年齢が、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること

★たつの市転入者定住促進住宅取得支援事業の主な申請要件★

- ✓ 次の①～⑧すべてに該当すること
- ①たつの市外に1年以上居住されている方が、たつの市内に定住を目的として住宅を取得すること
 - ②3年以上居住する意思がある方
 - ③当該建物の購入・契約時の消費税が8%以上の方
 - ④当該建物の所有権割合が、夫婦合算で50%以上の方
 - ⑤一度もこの奨励金を利用したことがない方
 - ⑥延床面積が50平方メートル以上の居住用のための個人住宅であること
※店舗等の併用住宅については、居住用部分が50平方メートル以上であること
 - ⑦二親等以内の者からの当該住宅の購入でないこと
 - ⑧生活の本拠地となること（別荘等は対象外とする。）

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



＜補助制度についての照会先＞

たつの市都市政策部まちづくり推進課
TEL：0791-64-3167



補助額：50万円

(1年目30万円、2年目10万円、3年目10万円)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

- ✓ 共同建て（マンション）以外の場合は、住宅の延床面積が70㎡以上であること

★たつの市の魅力★

★素麺

約600年の歴史を誇る手延素麺「揖保乃糸」。農閑期の副業として発達した産業で、“播磨の小京都”たつの市を中心に生産されている。

★醤油

「色をつけずに良い味つける」これが龍野淡口醤油。揖保川の軟水が醤油造りに適し、龍野藩の保護のもと発達。今では全国三大産地の一つ。

★皮革

播磨平野をうるおす揖保川水系林田川が生み出した龍野の特産の一つで、鎌倉時代からの伝統をもつ良質の革を生産。特に成牛革は全国生産量の4割を占める。



★たつの市空き家活用支援事業の主な申請要件★

✓【A】及び【B】の要件を満たすこと

【A】 次の①～③いずれかに該当する者であること

- ①たつの市内の空き家(※)に10年以上居住しようとする者
- ②たつの市内の空き家(※)を所有し、かつ、10年以上賃貸住宅として活用しようとする者
ただし、不動産販売や不動産賃付等を業とする者を除く。
- ③たつの市内の空き家(※)を10年以上事業所として活用しようとする者
ただし、不動産販売や不動産賃付等を業とする者を除く。

【B】 次の①～③すべてに該当する空き家であること

- ①空き家の期間が6か月以上であるもの（空き家バンク登録物件を除く。）
- ②築20年以上経過したもの
- ③台所、浴室、便所等の水回り設備の全部又はいずれかが
10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

たつの市都市政策部まちづくり推進課
Tel : 0791-64-3167



補助上限額：

300万円

(諸条件がございます。
詳しくは左記までお問い合わせ
ください。)



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために…

子育て支援型でお申込みする場合

✓ 居住を目的として取得し、かつ、次の①及び②に該当すること

- ①市補助申請時において、申請者とその配偶者※の合計年齢が80歳未満（配偶者がいない場合にあっては交付申請をする者の年齢が40歳未満）であること
※婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約している者を含む。
- ②市補助申請時において、18歳に到達して最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子（出生予定の子を含む。）があること

地域活性化型で

お申込みする場合

- ✓ たつの市空き家バンクに登録されている物件を居住を目的として取得すること

★市川町若者定住促進住宅取得奨励金交付事業の主な申請要件★

- ✓ (1) 婚姻関係にある方で、夫婦の年齢の合計が申請年度の4月1日時点で80歳未満であること
 - (2) 平成29年4月1日以後に住宅を新築又は中古住宅を購入若しくは増築(注)を行った新規移住者又は町内在住者であること
 - (3) 申請年度内に、住宅の建築又は購入が完了するものであること
(注) 増築については条件を満たすものに限ります。詳しくは窓口までお問い合わせください。
 - ※ (1)～(3)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象から除外されます。
 - (4) 平成29年4月1日以前に締結した工事請負契約、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認申請及び建築工事届により住宅を新築する方又は平成29年4月1日以前に締結した売買契約により中古住宅を購入する方
 - (5) 住宅の建築に関し移転補償を受ける方
 - (6) 市町村税その他市町村に対する債務の履行を遅滞している方
 - (7) 過去にこの要綱の規定による奨励金の交付を受けたことがある方
 - ※ 契約年度内に住宅の完了が出来ない場合は、窓口までお問い合わせください。
- 注意!** 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。



補助額:

- ①新築及び増築の場合50万円
- ②中古住宅を購入する場合は購入金額に100分の10を乗じて得た額1万円未満の端数が生じたときは、切捨てた額)で、上限額は30万円
- ③新規移住者については、移住者の世帯人数から2人を引いた人数1人につき5万円を①、②の交付額に加算

<補助制度についての照会先>

市川町役場 住民環境課 生活環境係
Tel:0790-26-1011



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

- ✓ 平成29年4月1日以後、新たに町内に転入する場合、または、過去に町内に住所を有し、転出して3年以上経過し、平成29年4月1日以後に再び町内に転入すること平成29年4月1日以後に住宅を新築又は分譲住宅を購入若しくは中古住宅を購入すること
- ✓ 平成29年4月1日以後に住宅を新築又は分譲住宅を購入若しくは中古住宅を購入する場合

★市川町の特産★

★市川町は日本で初めてゴルフアイアンを製造したまちです
今や男性に限らず、若い女性からも人気のあるスポーツ「ゴルフ」そのゴルフを楽しむためになくはならないのが「ゴルフクラブ」昭和5年、市川町の刀鍛冶職人により、鍛造製法によるアイアンヘッドの成型技術を確立しました。
現在でも、その意志と技術を継承した職人たちが、日々高品質のアイアンヘッドの製作に励んでおり、その品質は国内外問わず高い評価を得ています。



★若者世帯住宅取得支援事業の主な申請要件★

- ✓ 次の①～⑤すべてに該当すること
- ①新築および増築または建売り（空き家等中古住宅含む。）物件で、台所、トイレ、浴室および居室を備え付けた自己の居住のための住宅であること
ただし、別荘など一時的に使用するものおよび賃貸、販売等を目的としたものは除く
 - ②補助対象世帯は、住宅取得し定住する若者世帯のうち、次のいずれかの要件を満たすもの
（ア）申請日現在において、夫婦の満年齢の合計が80歳未満である世帯であって、かつ、夫婦が同居している世帯
（イ）申請日現在において、婚姻を予定している者同士の合計年齢が80歳未満である者（以下「婚姻予定者」という。）であって、住宅取得後6か月以内に婚姻し、夫婦で同居する者
（ウ）申請日現在において、満15歳に到達して最初の3月31日(年度末)までの、生計を一にし同居する子どもがいる世帯
 - ③住宅の引渡し（支払い）後、居住が開始（住民票を異動）すること
 - ④連帯保証人のある者であること（兵庫県内に居住する親族で、収入月額15万8千円以上の方2名）
 - ⑤過去に補助世帯として当該補助金の交付を受けていないこと

注意！ 上記以外にも要件がございます。詳しくは以下の照会先までご連絡下さい。

<補助制度についての照会先>

神河町長部局
ひと・まち・みらい課
TEL：0790-34-0002



補助額：

住宅取得に係る費用（土地代は除く。）
の10分の1（限度額100万円）

※その他条件あり。詳しくは、地方公共団体にお問い合わせください。



補助を受ける人の中で【フラット35】の金利引下げを受けるために・・・

- ✓ 補助事業申請時点において夫婦の満年齢の合計が80歳未満又は住宅の補助申請者の満年齢が40歳未満であること
- ✓ 補助事業申請時点において満15歳に到達して最初の3月31日までの間にある現に同居し扶養する子があること

★神河町の魅力★

★砥峰高原

秋には草原一面が銀色の絨毯となる日本有数のススキの大群生地である。また、映画やドラマの撮影地としても有名。

★柚子

柚子を使った「ゆずマーマレード」、「ゆず味噌」、「ゆず酒」等様々な柚子の商品を販売。

★峰山高原リゾート ホワイトピーク

兵庫県神河町に国内14年ぶりの新設スキー場！2017年12月16日オープン！



MEMO



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency